

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第127号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第6項又は第7項」を削り、「第1条第4項、第5項又は第9項」を「第1条第5項」に、「第2条第4項、第5項又は第9項」を「第2条第5項」に改め、同条第2項中「第6項又は第7項」を「又は第7項」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、同条第6項中「から第4項まで」を「又は第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第2条第4項、第5項又は第9項」を「第2条第5項」に改め、同条第2項第4号中「並びにタクシーの運賃」を「タクシーの運賃」に改め、「及び料金」の右に「並びに日本放送協会に対し支払う受信料」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「（区長の権限に属する事務に関する会計事務であるものを除く。）」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「又は第6項」及び「（行財政局税務部収納対策課長の職にある区出納員にあっては、第1号、第2号及び前条第1項第3号に掲げる事務）」を削り、同条第2項を削る。

第10条第2項第2号中「長」の右に「（教育委員会事務局にあっては、教育次長。以下同じ。）」を加える。

第16条第2項中「区役所区民部納税課、区役所支所区民部納税課」を「区役所及び区役所支所の地域力推進室」に改める。

第37条第2号中「及び複写機」を「複写機」に改め、「費用」の右に「及び自転車等の撤去及び保管に要する費用」を加える。

第38条第3項中「行財政局税務部納税推進課長、同部収納対策課長、」を「行財政局税務部収納対策課長又は」に、「又は区役所及び区役所支所の区民部納税課長」を「納税室納税推進課長若しくは支所センター長」に改め、「及び同課長の職にある区出納員」を削り、同条第4項を削る。

第43条の2第4項本文中「払込書」の右に「又は口座振替（第1項第9号のうち別に

定めるものに限る。）」を加え、同項ただし書中「手数料」の右に「（口座振替による場合を含む。）」を加える。

第46条第2項本文中「市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び京都市市税条例第32条の8の2第1項に規定する老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するもの）」を「市税（市たばこ税，特別土地保有税，入湯税及び事業所税）」に、「行財政局税務部納税推進課」を「市税事務所納税室」に改め、同項ただし書中「同課」を「同室」に改める。

第57条第11号中「及び子ども手当」を削る。

第68条第5号を次のように改める。

(5) 子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付に係る費用
別表第2 1第7号を次のように改める。

(7) 行財政局資産活用推進室資産管理課長

別表第2 1中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 市税事務所納税室納税推進課長

(11) 市税事務所支所センター長

別表第2 1第15号を次のように改める。

(15) 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長

別表第2 1中第73号を第75号とし、第58号から第72号までを2号ずつ繰り下げ、第57号を削り、第56号を第58号とし、同号の次に次の1号を加える。

(59) 市会事務局調査課長

別表第2 1中第55号を第57号とし、第37号から第54号までを2号ずつ繰り下げ、第36号を削り、第35号を第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

(38) 動物愛護センター所長

別表第2 1中第34号を第36号とし、第31号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第30号を削り、第29号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課長

別表第2 1中第28号を第30号とし、第27号を第29号とし、第26号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 地域リハビリテーション推進センター相談課長

別表第2 1中第25号を第26号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 歴史資料館次長

別表第2 2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを削る。

別表第4中「第1号 行財政局財政部財産活用促進課長」を「第1号 行財政局資産活用推進室資産管理課長」に、「第5号 行財政局税務部納税推進課長」を「第5号 市税事務所納税室納税推進課長」に、「第7号 削除」を「第7号 地域リハビリテーション推進センター相談課長」に、「第8号 文化市民局市民生活部くらし安全推進課長」を「第8号 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長」に、「第26号 削除」を「第26号 市会事務局調査課長」に、「第51号 保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課長」を「第51号 保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課長」に、「第109号 家庭動物相談所長」を「第109号 動物愛護センター所長」に、「第141号 北区役所区民部納税課長」を「第141号 市税事務所北税務センター長」に、

「第143号 上京区役所区民部納税課長
第144号 左京区役所区民部納税課長」を

「第143号 市税事務所上京税務センター長
第144号 市税事務所左京税務センター長」に、

「第147号 中京区役所区民部納税課長

第148号 東山区役所区民部納税課長

第149号 山科区役所区民部納税課長

第150号 下京区役所区民部納税課長

第151号 南区役所区民部納税課長

第152号 右京区役所区民部納税課長

第153号 西京区役所区民部納税課長

第154号 西京区役所洛西支所区民部納税課長

第155号 伏見区役所区民部納税課長

第156号 伏見区役所深草支所区民部納税課長

第157号 伏見区役所醍醐支所区民部納税課長」

「第147号 市税事務所中京税務センター長

- 第148号 市税事務所東山税務センター長
- 第149号 市税事務所山科税務センター長
- 第150号 市税事務所下京税務センター長
- 第151号 市税事務所南税務センター長
- 第152号 市税事務所右京税務センター長
- 第153号 市税事務所西京税務センター長
- 第154号 市税事務所洛西税務センター長
- 第155号 市税事務所伏見税務センター長
- 第156号 市税事務所深草税務センター長
- 第157号 市税事務所醍醐税務センター長

に改める。

別表第5中	「第1号 西京区役所洛西支所区民部納税課長	「第1号 削除
	第2号 山科区役所区民部納税課長	第2号 削除
	第3号 伏見区役所深草支所区民部納税課長	第3号 削除
	第4号 北区役所区民部納税課長	第4号 削除
	第5号 上京区役所区民部納税課長	第5号 削除
	第6号 左京区役所区民部納税課長	第6号 削除
	第7号 中京区役所区民部納税課長	第7号 削除
	第8号 東山区役所区民部納税課長	第8号 削除
	第9号 下京区役所区民部納税課長	第9号 削除
	第10号 南区役所区民部納税課長	第10号 削除
	第11号 右京区役所区民部納税課長	第11号 削除
	第12号 伏見区役所区民部納税課長	第12号 削除」

を

に、

「第19号 西京区役所区民部納税課長」を「第19号 削除」に、「第41号 伏見区役所醍醐支所区民部納税課長」を「第41号 削除」に、「第43号 行財政局税務部納税推進課長及び収納対策課長」を「第43号 削除」に、「第59号 市税事務所市民税室市民税第一課長」を「第59号 削除」に改める。

第8号様式7備考以外の部分中「区会計管理者」を「会計管理者」に、「(区)出納員」を「出納員」に、「(区)分任出納員」を「分任出納員」に、「(区)会計管理者」を「会計管理者」に、「区出納員」を「出納員」に、「区分任出納員」を「分任出納員」に改め、同様式7備考2中「行財政局税務部収納対策課長」の右に「並びに市税事務所市民税室市

民税第一課長及び納税室納税推進課長」を加え、「及び同課長の職にある区出納員」を削る。

第8号様式に次のように加える。

15

領 収 書

年度		患者番号		氏 名		請 求 期 間 (入院の場合)		
						年 月 日	から	年 月 日まで
受診科	入院・外来	領収書№	発行日	費用区分	負担割合	本人・家族	区 分	
			年 月 日					

保 険	初診料・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	処 置	手 術	麻 酔		
	点	点	点	点	点		
	食事療養						
	円						

保険外 負 担	適定療養等	その他
	(内訳)	(内訳)

区 分	保 険	保険(食事)	保険外負担
合 計	円	円	円
負 担 額	円	円	円
領収額合計			円

ただし
上記の金額を領収しました。

京都市出納員
職名
氏名

㊟

原 符

年度		患者番号		氏 名		請 求 期 間 (入院の場合)		
						年 月 日	から	年 月 日まで
受診科	入院・外来	領収書№	発行日	費用区分	負担割合	本人・家族	区 分	
			年 月 日					

保 険	初診料・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	処 置	手 術	麻 酔		
	点	点	点	点	点		
	食事療養						
	円						

保険外 負 担	適定療養等	その他
	(内訳)	(内訳)

区 分	保 険	保険(食事)	保険外負担
合 計	円	円	円
負 担 額	円	円	円
領収額合計			円

ただし

京都市出納員
職名
氏名

㊟

備考1 この様式は、地域リハビリテーション推進センターの使用料の収納に用いる。
2 抜粋式とする。

第11号様式2備考以外の部分中「区出納員」を「出納員」に、「区分任出納員」を「分任出納員」に改め、同様式2備考2を削り、同備考1を同備考とする。

第13号様式4中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改め、同様式4備考中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改める。

第82号様式に備考として次のように加える。

備考 特別の理由があるときは、会計管理者の承認を得て、この様式に準じ適宜変更を加えることができる。

第83号様式2に備考として次のように加える。

備考 この様式は、市税及び市税に係る諸収入金を領収した場合に用いる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会計室)